

公安委員会	国外において不慮の犯罪被害を受けた	平成28年7月7日
説明資料No. 1	被害者等に対する特別給付金の支給について	給与厚生課

1 趣旨

平成28年7月2日（日本時間）に発生した、バングラデシュ・ダッカにおける襲撃事件の被害状況に鑑み、国外犯罪行為（※1）により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は重度の障害が残ることが明らかな日本国民に対し、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下、「法」という。）の施行（※2）までの間、政府が特別給付金を支給しようとするもの。

※1 法第2条第1項に規定する行為をいう。

※2 法施行日は公布日（6月7日）から6か月を超えない範囲で政令で定める日

2 特別給付金制度の概要（閣議決定案は別添1、要綱案は別添2）

- 所 管 等：国家公安委員会が制度を所管し、支給対象の該当性の判断、特別給付金の支給業務等を行う。
- 支 給 対 象：法公布日（平成28年6月7日）から法の施行の日の前日までの間に発生した国外犯罪行為により死亡した日本国民の遺族又は障害（障害等級1級相当）が残ることが明らかな日本国民。
- 支 給 額：死亡した場合 200万円
障害が残った場合 100万円

3 今後の予定

平成28年7月12日（火）閣議決定予定。

1 開催予定日時等

- 平成28年7月12日(火) 閣議後
- 構成員：内閣総理大臣及びその他の全大臣

2 会議の内容

(1) 国際テロの現状と対策について

「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)に基づく各省庁の主な取組状況について報告がなされる。

(2) 「第三次児童ポルノ排除総合対策」(案)について

児童ポルノに係る現下の深刻な情勢を踏まえ、「第三次児童ポルノ排除総合対策」が新たに決定される。

(参考) 特に留意すべき課題

- ① フィルタリングの普及や情報リテラシーの向上等によるインターネット関連事犯の被害防止対策の推進
- ② 児童ポルノ画像等の削除やISP(プロバイダ等)によるブロッキングの導入促進等によるインターネット上の流通・閲覧防止対策の推進
- ③ 悪質な事犯の取締りの強化と被害児童の保護対策の推進

(3) 再犯防止関係について

「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)に係る取組の進捗状況について報告がなされるほか、安全安心な暮らしを脅かす薬物犯罪の増加、増え続ける高齢者犯罪と受刑者の高齢化を踏まえ、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」が新たに決定される。

(4) その他

治安情勢全般について国家公安委員会委員長から報告がなされる。

1 開催日程

平成28年8月5日（金）～8月21日（日）17日間

2 開催場所

ブラジル連邦共和国・リオデジャネイロ

3 警察関係参加選手及び役員（8名4競技）

(1) 出場選手5名（3競技）

競技	種目	所属	階級	氏名	年齢	出場	競技実績
1	射撃 ラピッド ファイアP	宮城	警部補	あきやま てるよし 秋山 輝吉	44	初	2012・2013WCミュンヘン優勝 2009WCファイナル3位
2	射撃 エアP 50mP	神奈川	警部補	まつだ ともゆき 松田 知幸	40	3	北京オリンピック50mP8位 2010世界選手権AP・50mP優勝
3	射撃 エアP 25mP	警視庁	巡査部長	さとう あきこ 佐藤 明子	32	初	H26・H27全日本選手権25mP優勝 リオ五輪アジア予選4位
4	近代 五種 女子 個人	警視庁	巡査部長	ともなが なつみ 朝長 なつ美	24	初	2016エジプトWC6位 2015世界選手権大会10位
5	ウエイト リフティング	男子 62kg級	警視庁	いとがず よういち 糸数 陽一	25	初	2016アジア選手権優勝 2013世界選手権大会7位

※射撃種目のPとは、ピストル、競技実績のWCとはワールドカップ、APとはエアピストルの略

(2) 役員3名（2競技）

競技	役職	所属	階級	氏名	年齢	備考
1	柔道 男子 コーチ	大阪	警部補	こながわ みのる 古根川 実	37	2000チェコ国際60kg級優勝 2001ベルギー国際60kg級優勝
2	柔道 女子 コーチ	神奈川	技術職員	まつもと ゆうじ 松本 勇治	43	1998カザフスタン国際90kg級優勝 H16全日本選抜体重別90kg級2位
3	近代 五種 監督	警視庁	警部補	くろうす しょうじ 黒白 昭二	43	H14近代五種日本選手権優勝 第14回アジア競技大会出場

4 競技日程（日本時間）

種目	氏名	競技種別	ステージ	日程
射撃	秋山 輝吉	ラピッドファイアP	予選ステージ1	8月12日（金）
			予選ステージ2・決勝	8月13日（土）
	松田 知幸	男子エアP 男子50mP	予選・決勝	8月6日（土）
			予選・決勝	8月10日（水）
	佐藤 明子	女子エアP 女子25mP	予選・決勝	8月7日（日）
			予選・決勝	8月9日（火）
近代五種	朝長 なつ美	女子個人	決勝	8月19日（金）
ウエイトリフティング	糸数 陽一	男子62kg級	決勝	8月8日（月）

5 前回大会（第30回ロンドン大会）の成績（警察関係1名出場）

射撃 神奈川県警 松田 知幸

○10mエアピストル（44名出場） 13位（581点・予選敗退）

○50mピストル（38名出場） 11位（559点・予選敗退）

1 概要

6月27日、警察庁は、「安心な社会を創るための匿名通報事業」及び「衛星回線契約役務」の両事業について、行政事業レビュー（注）の一環として公開プロセスを実施したところ、結果は、次のとおりである。

（注）各省庁は、政府全体の取組として、事業の効果的、効率的な実施を通じて、国民に信頼される質の高い行政を実現するため、毎年、行政事業レビューを行っており、うち一部の事業について、外部有識者（6人）を交えて、公開の場で検証する公開プロセスを行っている。

2 結果

(1) 安心な社会を創るための匿名通報事業（別添1参照）

警察庁から委託を受けた民間団体が市民から匿名による通報を受け、警察がその情報の提供を受けて捜査等に活用し、事件検挙や被害者保護等に貢献した場合には、通報者に対して情報料を支払う事業

（平成28年度当初予算：約1千8百万円。）

ア 評価結果：事業内容の一部改善

（内訳：事業全体の抜本的な改善1名、事業内容の一部改善5名）

イ とりまとめコメント

- ・ 実施可能な業者への働きかけ、類似事業との統合、広報事業の分離等を検討し、応札業者を増やすための取組を進めてほしい。
- ・ 情報料の廃止を検討すべき。

(2) 衛星回線契約役務（別添2参照）

衛星通信の特徴である広域性、同報性、耐災害性を生かし、全国の通信設備で災害現場等からの映像伝送を実現するために必要となる衛星通信回線の利用サービスの提供を行う役務

（平成28年度当初予算：約5億5千9百万円。）

ア 評価結果：事業内容の一部改善

（内訳：事業内容の一部改善5名、現状通り1名）

イ とりまとめコメント

- ・ 仕様・入札期間を工夫するなどし、他の事業者の応札を実現してほしい。
- ・ 約款に基づく見積書の内容を細目化し、積算を検討する余地あり。
- ・ 逮捕術大会などの中継は、他に訓練の機会もあることから不要ではないか。
- ・ 政府全体として衛星を確保してコストを下げられないか検討してほしい。

公安委員会		平成28年7月7日
説明資料No. 5	改正風営法の施行について	保安課

1 改正風営法の概要（別紙1）

- (1) 従来は深夜のダンス等を含む遊興が禁止されていたところ、深夜において客に飲酒と遊興をさせる営業が「特定遊興飲食店営業」として営業所設置許容地域において許可制の下で営業可能となった。
- (2) 地域における風俗環境の保全について必要な対策を協議するものとして、事業者や住民等を構成員とする「風俗環境保全協議会」の設置に努めることとされた。
- (3) 平成27年6月24日に公布され、(1)及び(2)等に関する規定は平成28年6月23日に施行された。

2 施行に向けた準備状況（別紙2）

- (1) 各都道府県において風営法施行条例が改正され、特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域等が規定された。多くの県では、風俗営業延長許容地域と同一の地域を特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域として指定した。
- (2) 風俗環境保全協議会の設置に向けて、各都道府県においてモデル協議会設置要綱等の検討が進められている。

3 施行状況

本年3月23日から特定遊興飲食店営業の事前申請が開始されており、施行日前日までの申請は97件となっている。また、6月23日現在、許可件数は50件となっている。

4 今後の方針

改正風営法の施行により、特定遊興飲食店営業の許可制度について運用が開始されたことから、営業実態を継続的に把握するとともに、風俗環境保全協議会の活用を指示するなどして、良好な風俗環境の保持を図っていく。

警視庁・佐賀県警察合同捜査本部は、本年6月27日までに、佐賀県教育情報システムに不正アクセスした少年2名を不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反（不正アクセス行為の禁止）で検挙した。

1 被疑者

- 甲 無職 男性 17歳 6月6日 通常逮捕（不正競争防止法違反）
6月27日 再逮捕（不正アクセス禁止法違反）
乙 高校生 男性 16歳 6月21日 書類送致（同上）

2 概要

- 被疑者甲は、平成28年1月、佐賀県教育情報システムに対して、佐賀県教育クラウドシステム（SEI-Net）の生徒用アカウントでログインした上、被疑者が開発したソフトウェアを使用してウェブサーバに対し不正な指令を送信してデータベースサーバ内の情報を入手した（事実1）。
- 被疑者甲は、同月、不正に入手した校内ネットワークシステムの管理者権限のID・パスワードで不正アクセスしてファイルサーバから情報を入手した（事実2）。
- 被疑者乙は、平成28年5月中旬、校内ネットワークシステムに管理者権限のID・パスワードで不正アクセスした（事実3）。

3 不正に入手した情報

約21万件ファイル（仲間と共有しているアップロードサイトに蔵置）
内訳：職員、生徒及び保護者の個人情報、成績・生徒指導関連書類等

4 捜査の経過

本年1月31日、被疑者甲宅を別件不正競争防止法違反事件で捜索差押えを実施、押収したPCを解析した結果、複数学校の内部文書データを発見
その後、5月14日に不正アクセス禁止法違反事実での被疑者甲、乙の居宅等の捜索差押えを経て、本件事実を特定

5 適用罪名

不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反
第3条（違反条項：不正アクセス行為の禁止）
第2条第4項第1号、第3号（定義：不正アクセス行為）

6 対策

内閣官房サイバーセキュリティセンター及び文部科学省に対し

- ・ システム脆弱性に係る情報の提供
- ・ 同種事案の再発防止対策を講じるための窓口の設定

を実施するとともに、引き続き、事案の全容解明及び被害防止対策を推進
なお、文部科学省においては、7月4日付けで全国の教育委員会等に対し、注意喚起文を发出

公安委員会	Bangladesh・ダッカにおける	平成28年7月7日
説明資料No. 7	襲撃事件について	国際テロリズム対策課

1 事案の概要

- 7月2日0時30分（現地時間1日21時30分）頃、武装集団が Bangladesh・ダッカ市内のレストランを襲撃し、人質をとって立て籠もった。
- 同日10時40分（現地時間7時40分）頃、現地治安部隊が現場に突入し、邦人1人を含む13人を解放した。
- 邦人7人を含む20人の人質が殺害された。
- ISIL Bangladesh を名乗る者が犯行声明を発出。

2 邦人被害の概要

- 救出された邦人男性1人は、負傷のため病院に搬送された。同人に大使館員が接触し、命に別状がないことを確認。
- 殺害されていた邦人7人のうち、5人が男性、2人が女性。

3 政府及び警察の対応

(1) 政府の主な対応

- 2日2時45分、在 Bangladesh 日本国大使館に大使を長とする現地対策本部を設置
- 同日4時50分、官邸に情報連絡室を設置
外務本省に外務大臣を長とする緊急対策本部を設置
- 同日7時30分、官邸の情報連絡室を官邸対策室に改組

(2) 警察庁の対応

ア 体制の整備

- 2日4時50分、国際テロリズム対策課長を長とする連絡室を設置
- 同日7時30分、警備局長を長とする警察庁対策本部に改組

イ TRT-2の派遣

- 2日、外事特殊事案対策官を始めとする警察庁職員を TRT-2（国際テロリズム緊急展開班）要員として Bangladesh に派遣

ウ 都道府県警察への指示

- 3日、全国警察に対して、国内におけるテロ対策の徹底を指示
- 4日、警察庁長官指示により、神奈川県警察、埼玉県警察、警視庁及び千葉県警察による合同捜査本部を設置

エ 司法解剖等

- 5日、帰国された御遺体について、検視及び司法解剖を実施

オ 被害者支援